

歎願書

一、満二十五歳以下ノ者ヲ復職ヤシムルコト  
二、入営中ノ者ハ解雇ヲ取消スルコト  
三、手當ニ割シ五割ニ増額スルコト  
前二項ヲ明四日迄ニ回答スルコト  
右歎願矣也

玄 崎 又 雄

前 畑 一 雄

塚 本 末 次 郎

須 崎 一 藏

原 田 利 喜 太 郎

外 貳 首 者 一 員

之ニ對シテ當所長ハ第一項ノ入營者ハ解  
雇(染料工場職人田中己之吉一君ハ此  
ニ関シテハ調査ノ上田中君ヲ為スルニ  
其他事項ニ就テハ全部容認スルコト  
能ハストテ要求ヲ拒絶シタル為ニ委  
負等ハ歎願書ヲ差ニ置キタル儘  
午後五時五十分頃至辭ニ列取リ  
リ。